



第2章

計画の基本的な考え方

1 計画の目的と期間

本計画は、市、市民、事業者、教育関係者等の協働のもとに、男女共同参画社会の形成をめざして、大東市における男女共同参画政策の基本方向を定めた指針として、関連する施策を総合的・効果的に推進することを目的とし、2019（令和元）年に「第4次計画」（計画期間：2019（令和元）年度～2028（令和10）年度）を策定しました。

この度、第4次計画の計画期間が中間年度を迎えたことから、最近の国や府、本市の動向などを踏まえ、女性の活躍推進、多様な性や生き方への理解促進など、新たな課題にも取り組んでいくため、中間見直しを行いました。

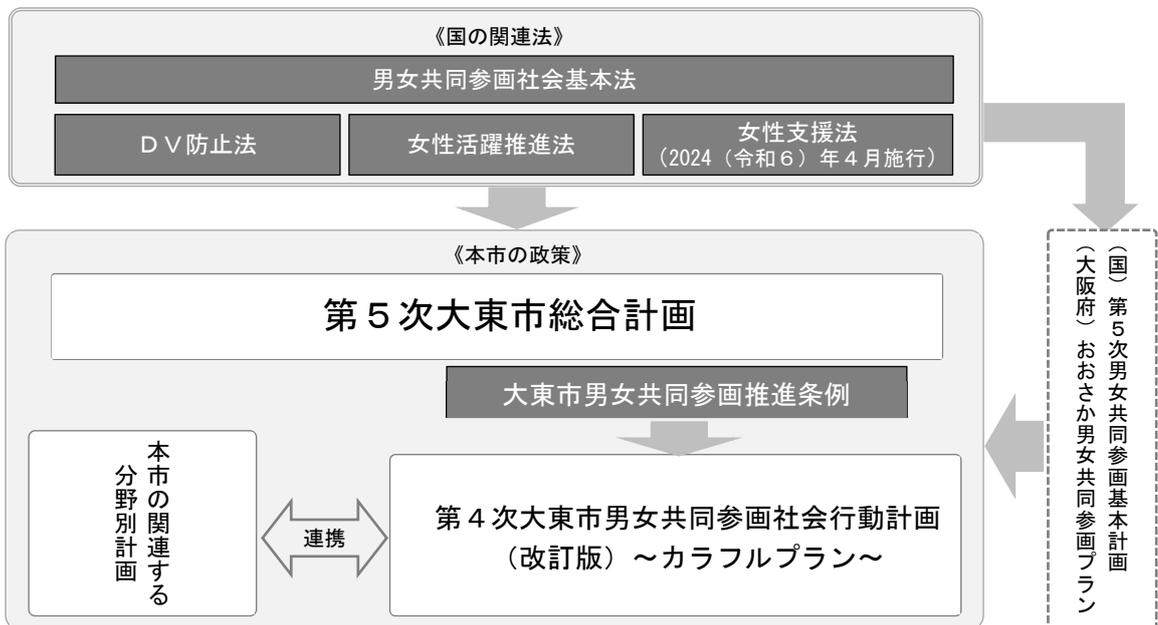
2 計画の位置付け

「男女共同参画社会基本法」に基づく「市町村男女共同参画計画」であり、大東市男女共同参画推進条例に規定する8つの事項について定めるものです。

「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」（DV防止法*）「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（女性活躍推進法*）及び「困難な問題を抱える女性*への支援に関する法律」（女性支援法）に規定される「大東市DV防止基本計画」「大東市女性活躍推進計画」「困難な問題を抱える女性支援基本計画」（施行前は法の趣旨に基づく市の役割及び取組方針として位置付ける）を内包しています。

また、国の「第5次男女共同参画基本計画」及び大阪府の「おおさか男女共同参画プラン（2021-2025）」の内容を参考にしながら、大東市の特性を反映しています。

そして、「第5次大東市総合計画」の部門別計画のひとつとして、他の分野別計画との整合性を図りながら、男女共同参画社会の実現に向けた施策を推進するための計画です。



【 国の関連法 】

＜男女共同参画社会基本法＞

市町村男女共同参画計画

第14条

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるように努めなければならない。

＜DV防止法*＞

市町村基本計画

第2条の3

3 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。

＜女性活躍推進法*＞

市町村推進計画

第6条

2 市町村は、基本方針（都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画）を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画を定めるよう努めるものとする。

＜女性支援法＞2024（令和6）年4月施行

市町村基本計画

第8条

3 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における困難な問題を抱える女性*への支援のための施策の実施に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。

3 計画の策定体制

本計画の策定にあたり、男女共同参画にかかわる市民意識の実態と変化を把握するために「市民意識調査」を実施しました。また、小学生、中学生、高校生、大学生を対象に男女共同参画にかかわる意識や実態を把握するための「児童等意識調査」を実施して、施策展開を検討する上での基礎資料としました。

計画の検討においては、大東市男女共同参画社会推進本部会議及び幹事会において検討した内容を、大東市男女共同参画社会行動計画策定委員会で審議していただき、パブリックコメントを実施して、広く市民の意見を聴く機会を設けました。

4 計画の基本理念

「第5次大東市総合計画」の基本理念「あふれる笑顔 幸せのまち大東づくり」の推進に向け、大東市男女共同参画推進条例の基本理念に基づき本計画に取り組みます。

【 計画のめざす姿 】

**「あふれる笑顔 幸せのまち大東づくり」
推進のために人権の尊重と
男女共同参画社会の実現をめざします。**

【 大東市男女共同参画推進条例 基本理念 】

男女の人権の尊重

「女のくせに」「男だから」と性別による差別を受けることなく、それぞれの個性を大切にし、お互いの能力を發揮できるようにします。

社会における制度・慣行について

性別で男女の役割を決めず、男女がともにさまざまな活動ができるよう、世の中のしくみや習慣のあり方を考えていきます。

政策・方針の決定過程への共同参画

地域や職場、学校などで、さまざまな方針を決めるときに、男女がともに参画できるようにします。

あらゆる分野における活動への共同参画

男女がお互いに協力し、家事・育児・介護などの家庭責任をもち、仕事や地域での活動などにもともに参画します。

健康への配慮と性と生殖に関する権利の尊重

男女がお互いの性を理解し、健康について配慮します。また、性と生殖に関するお互いの思いを大切にします。

国際的取り組みへの協力・連携

国際社会における男女共同参画の推進に協力します。

すべての暴力の根絶

あらゆる分野から暴力や虐待をなくします。

5 計画の基本的視点

科学技術の進化は、AI（人工知能）、IoT（身の回りのあらゆるモノがインターネットにつながるしくみ）、ロボット技術などにより、私たちを取り巻く社会経済環境を劇的に変化させつつあります。

これらの技術革新は、今後さらに私たちの暮らしや生活、働き方などに大きな変化をもたらすことが予想されます。こうした技術革新の活用において、性別にかかわらず、だれもが経済的に自立するとともに快適かつ安全な生活を送るためには、必要なデジタル知識と技能を向上させるなど、デジタル・デバイド（インターネットなどの情報通信技術の恩恵を受けることのできる人とできない人の間に生じる経済格差）を防ぐことが肝要であり、教育や地域社会での取り組みが求められています。

男女の人権の尊重を基盤として、社会経済の持続的な発展とともに一人ひとりのウェルビーイング（幸せの実感）が高まるよう、以下の基本的視点に基づいて本計画を推進します。

（1）人権の尊重

価値観の多様化に伴い生き方の選択肢が広がっています。そのなかで、性の多様性*の理解をすすめることは、男、女という社会的につくられた性別（ジェンダー*）について、市民一人ひとりが考え、見直すきっかけにもつながることから重要となります。

性別、年齢などにかかわらず、だれもが自分なりの価値観に基づいて自由に生き方を選択でき、どのような生き方を選択したとしても不利益をこうむらない社会が、一人ひとりを大切にできる社会であるといえます。だれもが個人として尊重され、尊厳をもって、仕事、家庭、地域生活などの多様な活動を自らの希望に沿ったかたちで展開できる機会が確保される社会をめざします。

そのためには、だれもが生活の安全と安心を脅かされないことが前提となります。重大な人権侵害であるDV*や各種ハラスメント*を許さない社会意識を醸成し、あらゆる暴力の根絶に向けて取り組みます。

（2）あらゆる分野における女性の活躍推進

活力ある地域社会をつくっていくためには、あらゆる分野において、性別にかかわらず、だれもが対等な構成員として参画する機会が確保されるとともに、

個人の能力が最大限に発揮される男女共同参画社会の実現が必要です。

さまざまな分野で活躍する女性が増えてはいるものの、各分野の方針決定過程に占める女性の割合は依然として低い状況にあり、社会の構成員の半分を占める女性の意見が十分に反映されているとはいえない状況にあります。

あらゆる分野への女性の参画機会を拡大するとともに、女性自身に内在する力を引き出して、さまざまな面で能力を発揮できるよう支援する視点で取り組みます。

また、「男女共同参画社会基本法」の定義のとおり、男女共同参画社会とは“男女が均等に利益を享受でき、かつ、ともに責任を担うべき社会”です。社会を構成する一員として、男女が対等な立場で均等に意思決定と責任を担う社会をめざします。

(3) 男女のワーク・ライフ・バランス*（仕事と生活の調和）の実現

仕事は、暮らしを支え、生きがいや喜びをもたらすものですが、同時に、家事・育児、近隣との付き合いなどの生活も暮らしに欠かすことができないものであり、その充実があつてこそ、人生の生きがい、喜びは倍増します。

しかし、現実の社会には、安定した仕事に就けず、経済的に自立することができない、仕事に追われ、心身の疲労から健康を害しかねない、仕事と子育て、介護との両立に悩むなど、仕事と生活の間で問題を抱える人が多くみられます。

男性の家庭・地域活動などへの参画を促進するために、家事・育児、介護などへの男性の参画、性別やその人のもつ価値観や考え方などにかかわらず多様な働き方ができる職場環境の整備などを事業所へ働きかけて、ICT技術の活用などをおしたワーク・ライフ・バランスなど働き方改革のさらなる浸透に向けた取り組みをすすめていきます。

(4) あらゆる施策に男女共同参画の視点の浸透

男女共同参画は、政治、経済、文化、教育など社会のあらゆる分野や、家庭、職場、学校、地域をはじめとする生活のさまざまな場面にかかわる事柄です。

市が行う事業は、市民生活の幅広い分野にわたり、市民の暮らしと密接に結びついています。庁内の各課が取り組む施策は、市民との直接的な接点も多いことから、さまざまな機会をとらえた市民への働きかけにつながるよう、職員全体に男女共同参画の視点が浸透することをめざします。

6 重点施策

社会的要請の高い課題や緊急性を要する課題については、重点的施策を設定して、特に優先的・重点的に取り組みます。

(1) 政策・方針決定の場で活躍できる人材の育成

第4次計画においても重点施策として掲げており、女性のいない審議会等の数は減少しましたが、審議会等における女性の割合は伸び悩んでいます。方針決定の場に参画し、活躍できる女性を増やすためには、引き続き女性人材の育成が必要です。

男女にかかわらず一人ひとりの能力を發揮し活躍できる環境が、子どもたちにとって将来に夢をもてる多様な選択の機会を与え、男女共同参画社会の実現につながるため、引き続き、行政をはじめ学校や事業所等においても、女性管理職の登用を促進しロールモデルを増やします。

(2) 仕事と生活の両立に向けた啓発の推進

男女が余裕をもって仕事と生活を両立させ、働きたい女性が仕事と子育て・介護などの二者択一を迫られることなく働くことができる環境を整備するとともに、事業所等の理解や働き方の見直しがすすむよう、働きかけることが重要です。

(3) 男性のためのエンパワーメント*支援

女性が社会で活躍するためには、男性が主体的に家事・育児・介護などに参画するとともに、男性の仕事を中心とした生活を見直し、ワーク・ライフ・バランス*（仕事と生活の調和）が可能になるよう行政をはじめ事業所支援が必要です。

また、子どもたちが性別役割分担意識にとらわれず多様な家庭のあり方を受容するためにも、男性の家庭・地域へのかかわりは重要です。

(4) 女性や子どもへの暴力の根絶に向けた対策の推進

デートDV*の認知度が改善されている一方、市民意識調査、児童等意識調査からDV*、デートDVを受けた後、「相談しなかった」の回答が最も高いことから、DVの未然防止や深刻化を防ぐためには、男女がともにDVを正しく理解することが重要です。また、相談機関の周知や情報提供の充実を図るとともに関係機関が有機的に連携し、安心して相談できる体制づくりをすすめることが必要です。

(5) 困難な状況におかれている女性への支援

女性が日常生活又は社会生活を営むに当たり、女性であることによりさまざまな困難な問題に直面することがあります。近年、性被害やDV、地域社会からの孤立など、さまざまな困難を抱える女性が急増していることから、困難を解消し安心、自立した生活ができるよう支援体制の確保に努めます。

(6) 家庭・地域における平等意識の啓発・浸透

男女平等意識の醸成には、幼少期の環境、若年層への啓発が重要とされ、学校においては、成長段階に応じた教育がすすめられています。しかし、家庭や地域では従前の慣習や文化などから「男らしく」「女らしく」といったジェンダー*意識に基づく言動が子どもたちに影響を与えている場面もあり、改めて子どもを取り巻く社会全体の男女平等意識の醸成が必要です。

